

岐阜市公立大学法人における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という）第 9 条の規定に基づき、岐阜市公立大学法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、その方針を定める。

対象とする範囲

主に岐阜市内の障害者就労施設等において製作された物品を岐阜市公立大学法人が購入する契約、又は障害者就労施設等から岐阜市公立大学法人が役務の提供を受ける契約を対象とする。調達方針の対象となる障害者就労施設等は、法に基づく施設とする。

障害者就労施設等からの物品等の調達目標

法第 9 条第 2 項に規定する調達の目標については、毎年度、別に定める。

調達の推進方法

1. 障害者就労施設等からの物品等の調達について、法人内に周知し、推進を図る。
2. 予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この推進方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

調達対象となる物品等

調達対象となる物品等は、施設等が供給可能な物品等とする。

調達実績の公表

当該会計年度終了後、法人のホームページにより公表する。

担当窓口

岐阜市公立大学法人事務局経営企画課

〒501-1196 岐阜市大学西 1 丁目 25 番地 4

電話番号：058-230-8100 ファクス：058-230-8105

E メール/ keieiki@gifu-pu.ac.jp